

メタル回線のコストの在り方に関する検討会(第3回会合)議事概要

1. 日時:平成25年2月13日(水)14:00~15:45

2. 場所:中央合同庁舎第2号館10階 共用10階会議室

3. 出席者

(1) 構成員(五十音順、敬称略)

泉本 小夜子、関口 博正(座長代理)、高橋 賢、東海 幹夫(座長)

(2) オブザーバ

東日本電信電話株式会社 北村 亮太 経営企画部営業企画部部門長、

飴嶋 隆嗣 財務部会計部門・原価管理部門長

西日本電信電話株式会社 池富 保 経営企画部営業企画部担当部長、

山上 滋彦 財務部会計部門・原価管理部門長

(3) 事務局(総務省)

安藤電気通信事業部長、二宮料金サービス課長、海野料金サービス課企画官、

内藤料金サービス課課長補佐、廣瀬料金サービス課課長補佐

4. 議事要旨

○ 事務局より『ワーキンググループにおける検討結果』(資料3-1)、『回線管理運営費及びメタル回線コストの見直しの影響について』(資料3-2)、『メタル回線コストに係る予見性の向上について』(資料3-3)及び『メタルケーブルの未利用芯線コストの扱いについて』(資料3-5)について、NTT東西より『コロケーションの有無によるメタル回線接続料の扱いに対する当社の考え』(資料3-4)について、それぞれ説明し、その後質疑応答及び意見交換が行われた。

5. 議題

(1) ワーキンググループにおける検討結果について

(2) 回線管理運営費について

(3) メタル回線コストの見直しの影響について

(4) メタル回線コストに係る予見性の向上について

(5) メタルケーブルの未利用芯線コストの扱いについて

6. 議事概要

(1) ワーキンググループにおける検討結果について

事務局より『ワーキンググループにおける検討結果』(資料3-1)について説明し、その後質疑応答及び意見交換が行われ、ケーブル保守に係る施設保全費並びに電柱等及び土木設備に係る施設保全費及び減価償却費等の配賦基準の見直し案について了承を得た。質疑応答及び意見交換の概要は以下のとおり。

- ・ 配賦基準の変更については、コスト全体は変わらないが、配賦基準の変更によって、配賦対象のコストの寄せ方を変えるという目的で今回の変更が行われると理解。配賦基準というのは、原価計算の考え方からすると本来案分という考え方ではなく、現実の活動実態等々で算出すべきものと考えている。しかし、この度は見直し案として契約者数比という負担力で配賦基準案を提出された。これについてはWG座長の関口座長代理にご説明いただきたい。
- ・ メタル回線と光ファイバ回線の利用者相互間の負担を考えた時に、現行の配賦基準である故障修理件数比では、必ずしもメタルケーブルと光ケーブルの故障修理にかかる作業時間の差を反映していなかったと認識している。契約者数比が負担能力主義に一番近いという見方もあると思うが、事業者の実態からするとこちらのほうがより実態を反映しているものと理解。

NTT東西 今まで現行の配賦方法が適切として配賦を行ってきた。例えば、電柱のコストについて、今まではケーブル長や物量で配賦していたが、今回、関口座長代理から説明があったように、電柱に添架されたメタルケーブルと光ファイバケーブルで提供されるサービスを利用するユーザに着目し、契約者数を配賦基準として採用することもできるのではないかとということで、今回の見直しを非公開WGに提案させていただいた。

(2) 回線管理運営費について及びメタル回線コストの見直しの影響について

事務局より『回線管理運営費及びメタル回線コストの見直しの影響について』(資料3-2)について説明し、その後質疑応答及び意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

- ・ 回線管理運営費の費用について、サービスオーダーに連動する変動部分の具体的な内容について説明してほしい。また、サービスオーダーに係る固定的な部分はあるのか。

NTT東西 回線管理運営費は、他事業者からドライカップ等の申込みがあった際にNTT側で受付を行い、工事を実施するまでの処理を行う業務等に係る費用。そのうち、サービスオーダーに連動する費用は受付から工事の施工までの人的稼働等に係る費用。この費用は、新規申込や回線廃止といった他事業者からの申込数の増減に応じて、受付部門の人員をある程度増減させることにより増減する変動費的な部分。一方、システム開発費用というのは、一度オーダーを処理したら、その回線はどこの事業者の回線かをNTTのデータベースで管理する必要があるため、いわゆる顧客データベース費用といわれる部分が必要となる。一度システムを開発するとその開発費用は定額的に発生するので、申込数の増減や回線数の増減で大きく変動するものではない。

- ・ サービスオーダーに連動する部分というのは減少傾向にあるのか。

NTT東西 ドライカップやラインシェアリングは新規需要が少なくなっており、サービスオーダー数も少なくなっているため、サービスオーダーに係る費用はそれに応じて減少していく傾向にある。回線管理運営費の分子となる費用のうち、サービスオーダーに関する変動費的な部分は毎年新規申込数や廃止申込数に連動してそのコストが決まるが、分母はストックの稼働回線数であり分子側で発生している費用に係るサービスオーダー数と分母側の需要というのは異なって

いる。

- ・ 資料3-2、P11の減価償却の見通しについて、現状の新規投資額と同額の年400億円を新規投資額として試算したものであることだが、今後、年400億円も使わなくなるという見込みもあるのではないか。

NTT東西 現在は年400億円前後で推移しているのは事実。我々としても、今後メタル回線数の減少が見込まれる中で、年400億円の新規投資を維持していくことを良しとしておらず、今後もできるだけ投資額を削減していきたいとは思っているが、来年以降の具体的な新規投資額は現時点では持ち合わせていない。このため、このシミュレーションにおいては年400億円が継続するとして試算されているものと理解。

- ・ 需要の減少率を考慮した試算はないのか。

NTT東西 新規需要に対応するコストについては、様々な工夫をすることで、少しでも減らしていきたいとは思っているが、需要が減少したとしても支障移転等の投資額も大きいと、回線数の減少に比例して投資額が減少する訳ではない。

- ・ 新規設備と既存設備の使い分けについて説明いただきたい。

事務局 ここでは、平成 23 年度時点で敷設されている設備を既存設備とし、それ以降に敷設されるものを新規設備としている。

- ・ 耐用年数の見直しについてはいつ頃までに検討結果を報告いただけるのか。

NTT東西 現在、使用実態を踏まえて検討しているところ。財務会計との関係もあるため、5月に本検討会で報告できるようにしたいと思っている。

- ・ 資料3-2のP13について、事業者によってメタルのみを使う事業者もいれば、加入光ファイバとメタルの両方を使う事業者もいるわけだが、配賦基準の見直しの対象となっているコストは、加入光ファイバもしくはメタルを使う事業者のどちらかが負担しなければならない。

従来のコストドライバがケーブル長比等の物量であったが、メタル回線利用者の減少にも関わらずメタルケーブルは撤去されておらず、メタルの負担がかなり大きかった。今回、契約者数比等に配賦基準を見直したため、加入光ファイバの単金への影響額は、平成 26 年度接続料、東で 321 円の上昇、平成 27 年度接続料、東で 189 円の上昇になる。

配賦基準の見直しの影響についても複数年負担という形で激変緩和を考えても良いのではないかという提案があったということを考えると、回線管理運営費の平準化の見直しはもう少し様子を見ながら考えていく必要があるという印象。資料3-1のP13のまとめにあるとおり、回線管理運営費の見直しの判断は現時点で行わないことが適当とせざるを得ないという印象を受けている。

- ・ 平成 25 年度の加入光ファイバ接続料は前年度比で低減とのことだが、今回の見直しによって

どのように変わるのか。

事務局 配賦の見直しについては平成 26 年度及び平成 27 年度の接続料の話であり、現時点では平成 26 年度以降の加入光ファイバ接続料については算定方式も含め見通しが無い。電柱等及び土木設備に係る配賦基準の見直しの影響により平成 26 年度の加入光ファイバ接続料は値下がり傾向を維持できなくなる可能性も否定できない。

(3) メタル回線コストに係る予見性の向上について

事務局より『メタル回線コストに係る予見性の向上について』(資料3-3)について説明し、その後質疑応答及び意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

- ・ 現在はNTT東西が次年度接続料の申請を行う1月の段階で、初めて接続事業者が次年度の接続料の水準が分かるという状況だが、それをできるだけ前倒しして、予見可能性を高めるべきという提案だと理解。
- ・ NTT東西としては今回の提案は実現可能なのか。

NTT東西 電気通信事業法第 33 条 14 項に基づき、毎年 10 月末に総務省に接続料を計算した結果を報告しており、それ以降に当該報告の内容の範囲での公表ということであれば可能かと考えている。他方、当該報告をそのまま次年度の接続料として1月に申請するわけではないことにご留意いただきたい。

事務局 補足をさせていただくと、電気通信事業法第 33 条 14 項に基づき報告があるものは、資料 3-3 のうち「1. 接続料算定に必要な情報の早期公表」に係るものである。他方、「2. メタル回線の状況に係る情報の公表」のうち「メタルケーブルの新規投資額」及び「メタルケーブルの総延長」については、ユニバーサルサービスの関係で毎年8月末にNTT東西から総務省は報告を受けており、当該報告されているものを公表できないかというもの。なお、メタルケーブルの年度末の芯線使用率については現在毎年度の報告事項とはなっていない。

(4) メタルケーブルの未利用芯線コストの扱いについて

NTT東西より『コロケーションの有無によるメタル回線接続料の扱いに対する当社の考え』(資料3-4)について、事務局より『メタルケーブルの未利用芯線コストの扱いについて』(資料3-5)についてそれぞれ説明し、その後質疑応答及び意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

- ・ 影響額はそれほど大きくないが、資料3-4、P2の「①メタル回線を利用する事業者間の同等性」の論点をどう理解するかが難しい。RT收容の上部区間については、ドライカップでは使用しないため、ドライカップ接続料から除外している事実があるが、これは使用できないから除外しているという理屈が立つ。コロケーションの有無については、利用ができる状況であるにも関わらず、利用していないという状況であり、同じ設備であるにもかかわらず料金が異なるのはおかしいという主張も考えられる。RT收容の上部区間の扱いとどこまで類似性を認めるかで結論は

大きく変わる。特にユニバーサルサービス制度は、基本料の東西均一料金を背景として、補填額を全事業者で広く薄く負担するとして構築された議論であることは間違いない。当該制度に影響してくることを考えると、とても大きな変更である。その意味では、少し慎重に議論を進めなくてはならない。

他方、資料3-5のP3、4のシミュレーションはいくつかの前提に基づいているとはいえ、案分されたコロケーション部分は、全体のウェイトを考えると、あまり影響がないので今回は見送るということも一つの答えであると考えられる。タイミングがあればもう少し大きな検討の場でしっかり議論することもあるのではないか。

- ・ この議論をする上ではどうしてもユニバーサルサービスの問題の議論をせざるを得ないということか。

事務局 可能性としては、ユニバーサルサービス制度における補填額の算定方法の見直しにつながることもあると考えている。他方、シミュレーションの結果ではそれ程大きな金額の差が出ておらず、ユニバーサルサービス制度における補填額の算定方法を見直したとしても、必ずしも大きな影響がでてくるとは言えない。仮に本検討会において、コロケーションの有無でメタル回線コストを区別すべきという結論があれば、それに基づき総務省においてユニバーサルサービス制度の補填額算定についてどうするかという議論は行い得ると考えている。

- ・ ユニバーサルサービスの理念と接続料の事業者負担の理念は大きく違っていると理解。接続料の議論を進めるために、ひとまずユニバーサルサービス制度に係る論点において、検討していきたいと考えるがどうか。
- ・ ドライカップを利用する事業者がサービス提供を継続できるよう、プライシングのところで水準を落とすことはあり得ると考えるが、そのことが他の制度と矛盾をきたすことは制度として歪みが生じてしまうので本意ではない。今回の議論は地域別接続料という議論につながり、コストベースで接続料金を見ることでルーラルエリアを割高にすることにつながってくる。そこまでは踏み込めない。シミュレーションの結果を見ると、それほど大きな影響額ではなく、今までの全体の制度を歪めてまでやらなくてはならないものではないのではないかという印象。

- ・ 資料3-5、P4のコロケーションされていない局舎に係るコストを除いた場合の試算について、最終的な接続料ではなく接続料算定単金で影響額を検証しているのはなぜか。

事務局 接続料は、算出された接続料算定用単金に、過去の収入と費用の差額である調整額の加算等を行うことで算定している。調整額まで含めて算出すると影響がわかりにくくなるので、ここでは接続料算定用単金で影響額を検証している。

- ・ 本件については今日結論を出さなければいけないというものでもないので、ご意見だけ承るということにする。
- ・ 本日の議論を私の理解でまとめさせていただくと、施設保全費等の費用配賦についてワーキンググループから報告があり、ケーブル保守、電柱土木設備等の保守に係る費用については

配賦基準を見直すという方向で御理解をいただいた。配賦基準の見直しというのは、平成 26 年度及び平成 27 年度のメタル回線の接続料の引き下げという効果とともに、加入光ファイバの接続料を引き上げるといった影響もあるということが見込まれている。したがって、平成 26 年度平成 27 年度の接続料算定の際には配賦基準の見直しの影響で加入光ファイバ接続料の大幅上昇が生ずる場合には激変緩和を行う必要性があり、具体的には費用配賦の見直しを複数年度で還元させるというのが適当な方向かと理解。

回線管理運営費の見直しについても、配賦基準の見直しと同様に加入光ファイバの接続料を大きく上昇させる影響がある。このため、費用配賦の見直しと同時に実施することは望ましくないことだろうと考える。平成 28 年度以降に実施するか否かを現時点で判断することは時期尚早であり、今回は見送ることが適当であると考えている。

また、メタル回線コストに係る予見性、透明性の問題については、現在、メタル回線は、毎年 1 月に行われる次年度の接続料申請の時点で具体的な接続料水準がわかる仕組みとなっている。現状、メタル回線の急激な需要減に伴い接続料の上昇が非常に激しく、接続事業者の事業環境の見通しが非常に大切な問題であることからすると、メタル回線コストにかかる予見性、透明性の問題については、しっかりと対応しなくてはならないと考えている。また、メタルケーブルの投資額及び芯線使用率については、NTT東西において検討いただき、毎年度公表するという方向で、今後検討いただければありがたい。

また、未利用芯線の取扱いについては、過去にドライカップ接続料算定の際にコロケーションされている局舎とされていない局舎のコストを分けてはどうかという接続事業者から意見があったものであるが、NTT東西からは加入電話等のコスト負担を重くするという事となって公正競争の環境を歪めることになるのではないかと意見があった。本件については少し整理が難しい問題を抱えており、方向性については宿題とし、引き続き検討することとする。そのほか、耐用年数の見直しについては、NTT東西から伺ったところ、使用実態を踏まえた検討を行っているということであり、5月に報告をいただけるとのことであった。

- ・ 配賦基準の見直しに当たり、激変緩和という意味でそれを複数年度の適用を考えるという結論について異議はない。他方、光ファイバ接続料についてそのように激変緩和措置をとることが可能であるということは、マイグレーションの渦中で加入光ファイバとメタル回線の両方が併存している状況でいうと、メタル回線の接続料についても激変緩和がありうるかということは確認しておきたい。現在申請中の平成 25 年度接続料について、特別損失の計上に係る接続料規則第 3 条ただし書の許可を求める申請が出されており、この特別損失を加味すると、ドライカップ接続料は大きく上昇しているという現状がある。本件は事務局の宿題としていただきたい。

(5) その他

第 4 回会合は、3 月に開催予定。

(以上)